

鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画



平成 28 年 3 月

鶴丸城御楼門建設協議会
鹿児島県

鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画

平成 28 年 3 月

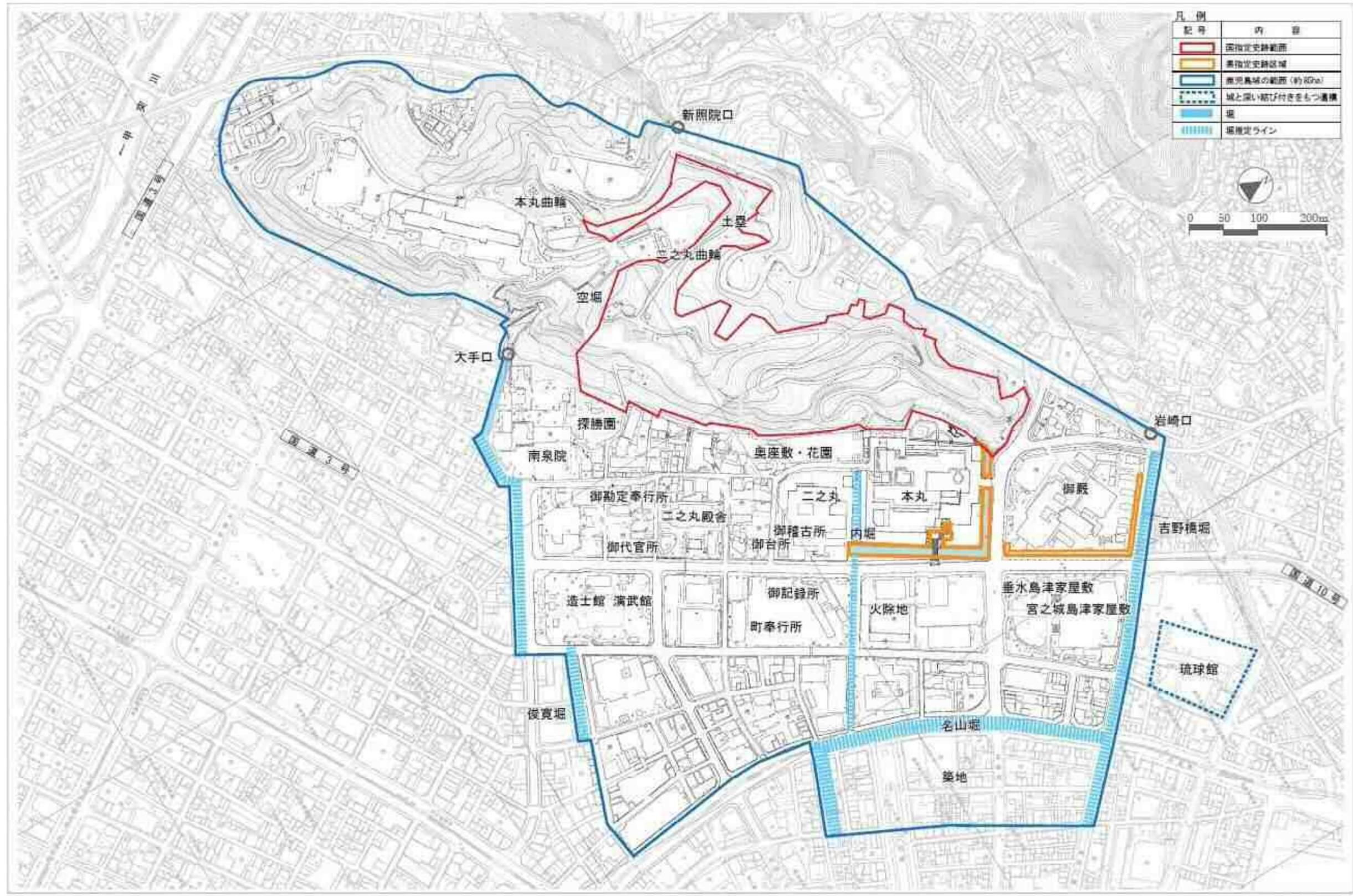
鶴丸城御楼門建設協議会
鹿児島県



「成尾常矩城下繪圖」（三木委員長所藏）

例 言

1. 本書は、鹿児島市山下町及び城山町に位置する鹿児島（鶴丸）城跡の保存活用計画書である。
2. 本保存活用計画は、保存管理計画及び整備活用計画を網羅した内容であり、鹿児島県及び鶴丸城御楼門建設協議会が策定するものである。
3. 策定にあたっては、専門分野の有識者からなる専門家委員会を設置して審議を行った。
4. 計画策定にかかわる事務は、鹿児島県県民生活局生活・文化課が行った。
5. 本書作成にあたり、東京大学史料編纂所・聖徳記念絵画館・鹿児島大学附属図書館・鹿児島県立図書館から古写真や絵図等の資料の提供を受けた。
6. 鹿児島城跡に関わる現地調査及び計画案の作成業務は、(株)中桐造園設計研究所に委託した。
7. 城の名称については、正式名称は鹿児島城であるが、一般には鶴丸城の名で親しまれている。本書では、周知の埋蔵文化財包蔵地としての名称に合わせ、鹿児島（鶴丸）城としている。
8. 本書で言う「薩摩藩」は、薩摩国をはじめ、大隅国・日向国の一部を含めた広義の意味でのものとしている。
9. 本書では、次項の図に示すように鹿児島城の範囲（面積約 85ha）として青のラインを入れている。城の範囲については、研究による様々な意見があるところ、鹿児島城の変遷や発掘調査の範囲も踏まえ、当面の保存活用を検討する範囲として、以下の考えに基づき、示しているものである。
 - ・城山については、山裾と 3 箇所（大手口、新照院口、岩崎口）を結んでいる。
 - ・鹿児島城の範囲については、城山から海に向かって延びていた堀（吉野橋堀・俊寛堀）から内側としている。
 - ・今回鹿児島城の範囲としていないが、城と深い結びつきをもつ遺構（琉球館跡）もあり、それについては破線で示している。
 - ・鹿児島城の範囲については、今後とも組織的かつ継続的な調査・研究が必要である。



| 記号 | 内容 |
|---|----------------|
| | 国指定史跡範囲 |
| | 県指定史跡区域 |
| | 鹿兒島城の範囲(約26ha) |
| | 城と深い結び付きをもつ遺構 |
| | 堀 |
| | 堀指定ライン |



鹿兒島城の範囲

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| I. 保存活用計画策定の背景と目的 | 1 |
| 1. 背景 | 1 |
| 2. 目的 | 1 |
| 3. 策定の体制と経過 | 2 |
| II. 鹿児島市の概要 | 4 |
| 1. 鹿児島市の概要 | 4 |
| 1) 沿革 | 4 |
| 2) 位置 | 5 |
| 3) 自然環境 | 6 |
| 4) 社会環境 | 8 |
| 5) 歴史環境 | 14 |
| III. 鹿児島（鶴丸）城跡の概要 | 17 |
| 1. 鹿児島（鶴丸）城跡の指定の経緯と理由 | 17 |
| 1) 国指定史跡 | 17 |
| 2) 県指定史跡 | 18 |
| 2. 鹿児島（鶴丸）城跡の歴史 | 19 |
| 1) 島津氏と居城の変遷 | 19 |
| 2) 鹿児島（鶴丸）城跡の論考 | 22 |
| 3) 外城制度 | 31 |
| 3. 鹿児島（鶴丸）城跡の調査 | 32 |
| 1) 発掘調査の概要 | 32 |
| 2) 石垣調査のまとめ | 47 |
| 3) 植生調査のまとめ | 52 |
| 4. 鹿児島（鶴丸）城跡の現状 | 54 |
| 1) 遺構の現状 | 54 |
| 2) 廃城後の施設の変遷 | 71 |
| 3) 城跡内の現在の施設 | 74 |
| 4) 昭和、平成の修理箇所と内容 | 81 |
| 5. 鹿児島（鶴丸）城跡の特色と課題 | 86 |
| 1) 鹿児島（鶴丸）城跡の現状と特色 | 86 |
| 2) 課題のまとめ | 89 |

| | |
|----------------------------|-----|
| IV. 保存管理計画 | 94 |
| 1. 基本方針 | 94 |
| 2. 史跡の本質的価値と構成要素 | 95 |
| 1) 史跡の本質的価値 | 95 |
| 2) 鹿児島（鶴丸）城跡の本質的価値の構成要素 | 96 |
| 3) 鹿児島（鶴丸）城跡の現代的な利用に関する施設等 | 97 |
| 3. 保存管理の方法 | 99 |
| 1) 地区の選定 | 99 |
| 2) 国指定の範囲（A－①） | 99 |
| 3) 国指定範囲の隣接地（A－②） | 100 |
| 4) 県指定及び保全区域の範囲（B－①） | 101 |
| 5) 県指定範囲の隣接地（B－②） | 102 |
| 6) 未指定区域（C） | 103 |
| 4. 現状変更の取扱方針及び基準 | 106 |
| 1) 現状変更の取扱に関する基本事項 | 106 |
| 2) 現状変更の手続き | 108 |
| 3) 現状変更の取扱基準 | 109 |
| V. 整備活用計画 | 110 |
| 1. 理念と方針 | 110 |
| 2. 保存整備計画 | 114 |
| 1) 鹿児島（鶴丸）城跡の遺構保存と環境整備計画 | 114 |
| 2) 遺構の保存整備計画 | 116 |
| 3) 遺構周辺の環境整備計画 | 130 |
| 4) 整備イメージ | 133 |
| 3. 事業計画 | 135 |
| VI. 管理・運営及び体制整備 | 136 |
| 1. 基本方針 | 136 |
| 2. 管理運営の体制と連携 | 136 |
| — 参考資料 — | |
| 鹿児島（鶴丸）城の古写真 | 138 |